

部会とりまとめにおいて早急に講すべきとされた施策に対する対応状況

部会とりまとめ「昇降機、遊戯施設等の安全確保について」（平成20年2月）において早急に講すべきとされた施策に対する取組状況は、以下のとおりである。

早急に講るべき施策	取組状況	
(1) 設置時の安全確保		
①技術的基準		
○昇降機及び遊戯施設の安全性に関する技術的基準の充実・強化	戸開走行保護装置等については建築基準法施行令の改正案について、現在パブリックコメント中 その他については総プロ等において検討	参考1
②確認等による審査		
○建築主事等の建築確認・検査で十分な審査が困難なものについて、第三者の専門家による性能評価を受けた上で国土交通大臣が認定する制度の検討	戸開走行保護装置等については建築基準法施行令の改正案について、現在パブリックコメント中 その他については総プロ等において検討	参考1
○昇降機や遊戯施設の審査等を担当する建築主事等に対する研修等	特定行政庁等と連携して、研修方法等について調整中	
(2) 使用時の安全確保		
①定期報告制度の充実・強化		
○検査方法や判定基準の具体化・明確化、特定行政庁への報告内容の充実	建築基準法施行規則改正及び告示制定により措置済 (H20.4.1施行)	参考2
○特定行政庁による建築物等の安全確保への計画的取組	引き続き検討	
○登録講習や修了考査の見直し、定期講習の義務付けによる資格者の能力の維持・向上	定期報告制度等WGにおいて検討	
○資格取得・喪失に関する手続の明確化		
○特定行政庁等による資格確認の徹底		
○構造支持部材のうち摩損、疲労による強度低下等が生じるおそれがある部分について、基準への適合を容易に判断できるような技術的基準の整備の検討	総プロ等において検討	
②所有者等による維持保全の徹底		
○昇降機及び遊戯施設に関する維持保全計画等の作成に関し必要な指針の策定		
○所有者に対する、製造者が提供する技術情報や保守業者の意見等を踏まえた維持保全計画策定の指導	定期報告制度等WGにおいて検討	
(3) 事故情報等の収集・活用		
○定期報告制度における昇降機等に係る不具合情報の報告の義務付け	建築基準法施行規則改正及び告示制定により措置済 (H20.4.1施行)	参考2
○特定行政庁における事故情報の収集・公表の仕組みの構築や関係機関との間での事故情報の共有化等のための体制整備の徹底	特定行政庁に対し事故情報の収集等について通知済	
○情報収集窓口の設置等による事故情報の収集体制の整備	事業者・消費者から情報提供を受け付ける窓口を国土交通省ホームページに開設	参考3
○関係府省等との連携体制の整備による事故情報の収集、都道府県等が分析・検討した事故原因や再発防止策等の収集・共有化の促進	昇降機等の建築物における事故について、警察庁との情報共有体制を構築。 都道府県等に対し、事故原因や再発防止策等の調査結果の積極的な公表等について通知済	
○収集した事故情報等を分析、その結果を公表する仕組みの検討	事故部会への報告内容及び事故概要一覧の記載内容の見直しを実施	参考4

建築基準法施行令の一部を改正する政令案に関する
パブリックコメントの募集について

平成 20 年 8 月 14 日
国 土 交 通 省

1. 趣旨

近年のエレベーター戸開走行事故及び千葉県北西部地震時におけるエレベーターかご内閉じ込め事故等を踏まえ、エレベーターの安全性の確保が求められています。そのため、エレベーターの安全装置を強化し、戸開走行事故再発防止策及び地震防災対策を図るため等の所要の措置を行うため、建築基準法施行令の一部を改正する政令案を作成いたしました。つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集致します。

2. 意見募集の対象

今回意見募集の対象となる案は、別紙のとおりです。

3. 意見の募集方法

意見募集要領（別紙）のとおり実施します。

募集期間は、平成 20 年 8 月 14 日（木）～平成 20 年 9 月 12 日（金）までです。

4. 内容の公開

政省令案は、意見募集と同時に以下により公開します。

- ホームページへの掲載
- 窓口（国土交通省住宅局建築指導課）での配布

建築基準法施行令の一部を改正する政令案について

平成20年8月14日
国土交通省住宅局建築指導課

○第129条の4第3項第3号・第4号関係

<エレベーターの構造上主要な部分について>

エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造については、地震その他の震動によって、①滑節構造の接合部が外れるおそれがない基準及び②索が滑車から外れない基準について、より具体的な基準の内容を国土交通大臣の告示に委任することとする。

○第129条の6第1号・第3号関係

<エレベーターのかごの構造について>

①かごの各部のかご内の人又は物による衝撃安全性に関する基準及び②かごの内の人又は物がつり合いおもりや昇降路の壁その他かご外の物に触れるおそれのないかごの基準について、より具体的な基準の内容を国土交通大臣の告示に委任することとする。

○第129条の7第1号・第3号・第5号関係

<エレベーターの昇降路の構造について>

- (1) 昇降路外の人等がかご等に触れるおそれのない基準及び昇降路外の人等が突き破ることのない壁等の基準について、より具体的な基準の内容を国土交通大臣の告示に委任することとする。
- (2) 昇降路内に設けられるレールブラケット及び横架材について、かごを吊る主索、その他の索が接触して、それぞれの機能に支障を生じることがないように講ずる措置に係る基準について明確な基準を定めて、その具体的な措置については国土交通大臣の告示に委任することとする。
- (3) 昇降路の構造として、昇降路の出入口の戸は、昇降路外の人又は物が落下しないよう、かごがその戸の位置に停止していない場合においては、かごを用いなければ外から開くことができないものであることとする基準を定める。

○第129条の8第1項関係

<エレベーターの駆動装置及び制御器の構造について>

駆動装置及び制御器が地震等によって転倒等しない構造方法の基準について、より具体的な基準の内容を国土交通大臣の告示に委任することとする。

○第129条の8第2項関係

<エレベーターの制御器の構造について>

エレベーターの制御器について、以下の通常運転の安全確保に関する基本的な機能を法令上明確に規定することとする。

- ・かご及昇降路のすべての出入口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること

○第129条の10第3項第1号関係

<エレベーターの戸開走行保護装置について>

令129条の10第3項第1号において、駆動装置や制御器が故障して、かごに人が乗り又は物が積み込まれた場合にかごの停止位置が著しく移動したとき、又は、かご及び昇降路のすべての出入口が閉じる前にかごが昇降したときに自動的にかごを制止する装置を義務づけようとするものである。

なお、その装置の構造については、その機能を確保するために必要があるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを用いなければならないものとする。

○第129条の10第3項第2号関係

<地震時等管制運転装置の設置義務付けについて>

令129条の10第3項第2号において、地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣の加速度を検知し、自動的にかごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、自動的に当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人人がこれらの戸を開くことができる装置の設置を義務づけようとするものである。

なお、その装置の構造については、その機能を確保するために必要があるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを用いなければならないものとする。

○第129条の10第3項第4号関係

<過荷重検知器について>

現在の過荷重検知器の性能を鑑み、積載荷重に1.1倍を乗じて得た数値を超えた荷重が作用した場合において、警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置とすることとする。

○第129条の11

<人が乗らないエレベーターの適用除外について>

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターについては、安全上支障がない場合においては、第129条の7第4号並びに第129条の8第2項第2号、令129条の10第3項第1号から第3号までの規定は適用しないこととする。

○第129条の13

<小荷物専用昇降機の構造について>

- (1) 昇降路の壁や出し入れ口の戸について、昇降路外の人等がかご等に触れるおそれのない基準について、また、昇降路外の人等が突き破ることのない基準について、より具体的な基準の内容を国土交通大臣の告示に委任することとする。
- (2) 出し入れ口の戸が開いたまま昇降することを防止する装置について、昇降路のすべての出し入れ口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであることを改正する。

○第129条の13の3

<非常用の昇降機の設置及び構造について>

火災時等において消防隊がかごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置について、令129条の10第3項第1号を令129条の8第2項第2号に改正するとともに、令129条の10第3項第2号の装置を追加する

○附則

<施行期日>

平成21年9月30日

<準備行為>

改正後の建築基準法施行令第129条の8第2項及び第129条の10第4項の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、改正後の建築基準法施行令の例によりすることができることとする。

定期報告制度の見直しについて

MLITホームページ > 住宅・建築 > 建築行政 > 定期報告制度の見直しについて

定期報告制度の見直しについて

1. 背景

平成18年6月の東京都港区の公共賃貸住宅のエレベーターにおける死亡事故、昨年5月の大坂府吹田市の遊園地のコースターにおける死亡事故等、エレベーターや遊戯施設の事故が相次ぎましたが、いずれも建築基準法第12条に基づく定期検査報告が適切に行われていなかったことが事故につながった可能性が指摘されています。

このため、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会※での議論を経て、建築基準法第12条に基づく定期報告制度について見直すものです。

※ 社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会における検討状況についてはこちら

2. 概要

(1) 定期調査・検査の項目、方法、基準の明確化

定期調査・検査の業務基準、日本工業規格の検査標準の建築基準法上の位置付けを明確にするため、国土交通大臣が定める調査・検査の項目、事項ごとに、国土交通大臣の定める方法により調査・検査を行い、国土交通大臣の定める基準により是正の必要性等を判断することとします。

(2) 報告内容の充実

定期報告の内容を充実し、報告を受けた特定行政庁が適切な措置を講じやすくするため、建築基準法施行規則で定める報告書の様式等について、以下のように見直します。

- ① 同じ様式の報告書を用いることとされている昇降機と遊戯施設について、それぞれ報告書の様式を定めます。
- ② 定期調査・検査において項目ごとに調査・検査をした資格者を明記するとともに、代表する立場の資格者を明確にします。
- ③ 調査・検査の結果指摘のあった項目に対する改善に関する事項及び前回の検査以降に発生した不具合に関する事項等を追加します。
- ④ 報告の際に調査結果表、検査結果表の添付を義務づけます。
- ⑤ 特に重要な調査・検査項目について、写真や試験結果の概要等の資料の添付を義務づけます。

また、報告概要書の様式についても、調査・検査の結果指摘のあった項目に関する改善に関する事項、不具合に関する事項等を追加します。

3. その他

平成20年4月1日から施行します。なお、施行日前に調査・検査を開始した場合は、なお従前の例によることができるものとします。

※定期報告制度見直しパンフレット(PDF file)

建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第7号)

本文	案文 新旧対照条文(様式を除く。)
改正後の様式	定期調査報告書 定期調査報告書概要書 定期検査報告書(昇降機) 定期検査報告書概要書(昇降機) 定期検査報告書(遊戯施設) 定期検査報告書概要書(遊戯施設) 定期検査報告書(建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く)) 定期検査報告書概要書(建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く))

建築基準法施行規則の一部を改正する省令(平成20年国土交通省令第13号)

本文	案文 新旧対照条文
----	--------------

関係告示

1. 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)平成20年3月31日一部改正

本文
調査結果表
別添1
別添2
2. 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第283号)平成20年3月31日一部改正
本文
検査結果表
別添1
別添2
3. 遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第284号)平成20年3月31日一部改正
本文
検査結果表
別添
4. 建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第285号)平成20年3月31日一部改正
本文
検査結果表
別表
別添

▲ Page Top

<サイトマップ | リンク集 | 使い方 ヘルプ | アクセシビリティ | プライバシーポリシー | リンク・著作権・免責事項 >

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 Tel 03-5253-8111(代表)

Copyright 2007 MLIT Japan. All Rights Reserved.





事故や不具合の情報提供をいただく際の情報提供様式について

建築物・遊戯施設等における 事故・不具合情報の収集へのご協力をお願いします

国土交通省では、建築物・遊戯施設等において発生した事故・不具合情報を収集しております。

寄せられた情報については、分析を行い、次のように役立てることとしております。

- ・類似事故防止のための再発防止対策の検討
- ・製造者等への既存物件の不具合の改善指導

皆様の身近で建築物や遊戯施設等で事故・不具合が発生した際、情報をお寄せ頂きますようお願いします。

■ 情報提供様式

- ▶ 事業者用(製造者、輸入事業者、工事施工者、保守点検実施者等の方はこちらをご利用下さい。)
 - 【様式1】
 - (昇降機用) MS-Word2003形式(105KB) / PDF形式(97KB) [記入例](PDF形式(84KB))
 - (建築物用)はこちら MS-Word2003形式(91KB) / PDF形式(94KB)
 - (遊戯施設用)はこちら MS-Word2003形式(106KB) / PDF形式(97KB)
- ▶ 消費者用
 - 【様式2】 MS-Word2003形式(63KB) / PDF形式(73KB) [記入例](PDF形式(84KB))

■ 情報提供窓口

送付先: 住宅局建築指導課

・TEL:03-5253-8514

・e-mail:kenchiku-jiko@mlit.go.jp

■ 注意事項

ご記入に当たっては、以下の注意事項について予めご了承下さい。

・本事故情報収集制度は、事故の再発・未然防止に役立てるための調査です。調査結果は国土交通省ホームページで公開いたします。

なお、本制度は事故に遭われた方々の個別救済制度ではありません。

・各項目の記入は、分かる範囲で記入して下さい(ただし、項目の記入内容等が著しく不足している場合等、受付できないことがあります)。

・公開にあたって、事故内容の要約のみでは事故の内容が不明瞭であると思われる場合等、表現を追加・修正することができます。

・個々の情報に対してのご回答や調査状況のご報告は行っておりません。

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。右のアイコンをクリックしてAcrobat Readerをダウンロードしてください(無償)。



Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合はこちらをご参照下さい。

